

# 基準等新旧対照表

## 1 届出対象行為および届出基準

区分	新		旧		趣旨
	行為の種別	届出基準	行為の種別	届出基準	
建築物	変更無し	<p>高さが10mを超えるもの（増築又は改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」については、<u>鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場</u>建築面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>（増築又は改築により建築面積が1,000㎡を超えることとなる場合を含む。<u>但し、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内の場合を除く。「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」については、鉛直投影で一壁面の面積の過</u></p>	<p>新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>高さが10mを超えるもの（増築又は改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外壁の色彩の塗り替え」については、面積の過半を超える場合）</p> <p>建築面積が1,000㎡を超えるもの（増築又は改築により建築面積が1,000㎡を超えることとなる場合を含む。）</p>	<p>届出基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出基準の明確化のため、鉛直投影の考えを導入</li> <li>周囲の景観に影響が少ない小規模な行為を届出対象から除外</li> <li>届出基準の明確化のため、鉛直投影の考えを導入</li> </ul>

## 2 景観形成基準

### 建築物

区分	内容	新	内容	旧	趣旨
		景観形成基準		景観形成基準	
全市共通 (変更点抜粋)	全項目共通	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>周辺の景観と調和する。</u>（新たに追加）</li> <li><u>景観資源と調和する。</u>（新たに追加）</li> </ul>	全項目共通	-	共通基準として設けることで、地域別基準で具体的な記載のない地域についても、調和を促す。
	外壁・屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色（鉛直投影で一壁面の面積の過半を占める色）は、<u>彩度5以下とする。</u></li> <li>彩度5を超える色彩をアクセント色として使用する場合は、<u>屋根又は外壁（鉛直投影）の面積の10%以内とする。</u>（新たに</li> <li>色彩を組み合わせる場合は、<u>それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。</u>（新たに追加）</li> </ul>	外壁・屋根の色彩	<p>基調となる色はけばけばしい色を避け、彩度を抑えた色彩とすること。</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>色彩基準の明確化</p> <p>高彩度の色彩を使用する場合の制限</p> <p>基調色と同一トーンとすることで、対比による派手な色彩効果を抑え</p>
	敷地の緑化	<u>道路に面する箇所については、沿道緑化する。</u>	敷地の緑化	樹木、花等で緑化すること。	歩道などの公共空間から見えるように。